

アマチュアバンドの使用区分図

平成27年
1月5日施行

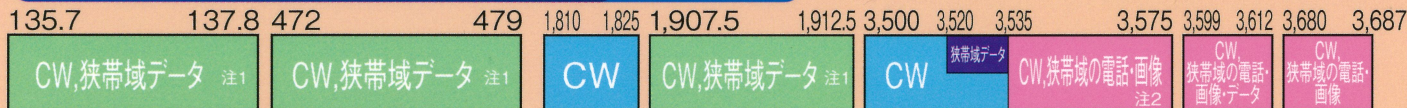
JARD

135kHz～430MHz帯

正確な周波数使用区別が必要な場合は、電波法令抄録などをご覧ください

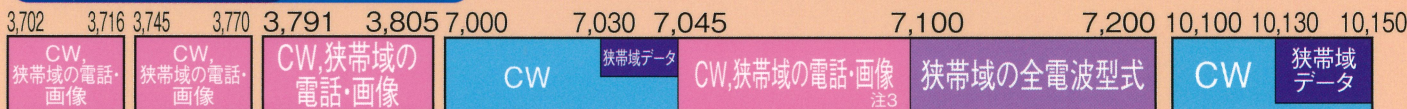
【狭帯域:占有周波数帯幅が3kHz以下(A3Eを除く)、広帯域:占有周波数帯幅3kHzを超える】

135kHz帯/475kHz帯/1.9/3.5MHz帯 周波数:kHz



注1:占有周波数帯幅は200Hz以下のものに限定。注2:3.535kHzから3.575kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

3.8/7/10MHz帯 周波数:kHz



注3:7.045kHzから7.100kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

14/18MHz帯 周波数:kHz



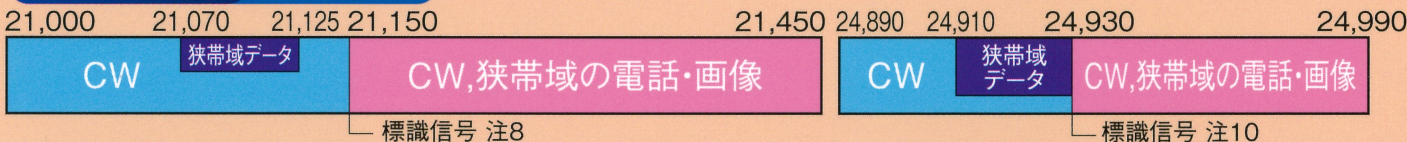
注4:14.100kHzの周波数は、一般社団法人 日本アマチュア無線連盟(以下、連盟)が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注5:14.112kHzから14.150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

注6:18.110kHzの周波数は、連盟が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注7:18.090kHzから18.100kHz及び18.110kHzから18.120kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

21/24MHz帯 周波数:kHz



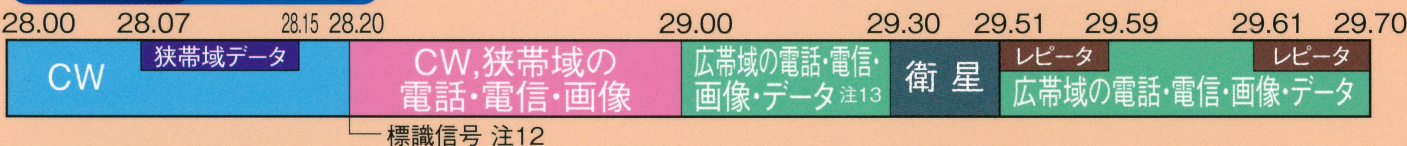
注8:21.150kHzの周波数は、連盟が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注9:21.125kHzから21.150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

注10:24.930kHzの周波数は、連盟が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注11:24.930kHzから24.940kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

28MHz帯 周波数:MHz



注12:28.20MHzの周波数は、連盟が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注13:29.00MHzから29.30MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯域幅が3kHz以下の電話・電信・RTTY・データ伝送による通信にも使用することができる。

注14:28.150MHzから28.200MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

50MHz帯 周波数:MHz



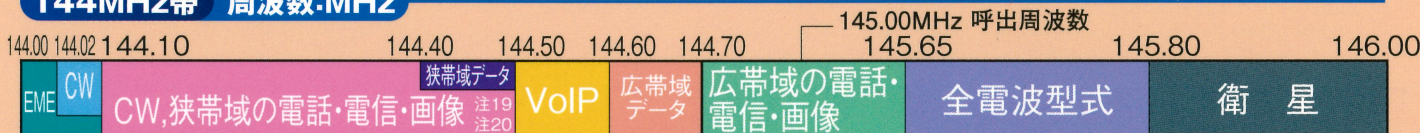
注15:50MHzから50.10MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯域幅が3kHz以下のデータ伝送にも使用することができる。

注16:50.00MHzから50.20MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯域幅が3kHz以下のデータ伝送にも使用することができる。

注17:50.01MHzの周波数は、連盟が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注18:51.00MHzから51.50MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯域幅が3kHz以下の電話・電信・RTTY・データ伝送による通信にも使用することができる。

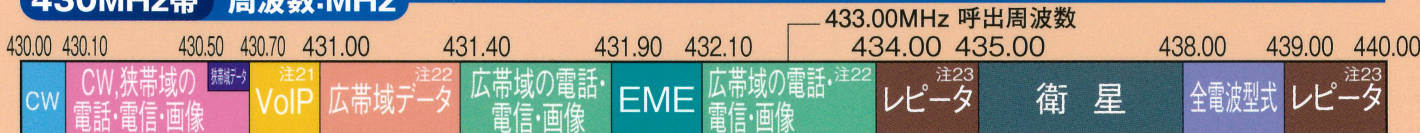
144MHz帯 周波数:MHz



注19:144.10MHzから144.20MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局と月面反射通信(EME)にも使用できる。この場合の占有周波数帯域幅の許容値は3kHz以下のものに限る。

注20:144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙基地に開設されたアマチュア局との通信に限って広帯域の電話・電信及びデータ伝送にも使用することができる。

430MHz帯 周波数:MHz



注21:430.70MHzから431.00MHzまでの周波数は、公衆網に接続し音声の伝送に限り使用することができる。

注22:431.00MHzから431.40MHz、432.10MHzから434.00MHzまでの周波数は、占有周波数帯域幅が3kHzを超える場合に限り使用することができる。

注23:434.00MHzから435.00MHz、439.00MHzから440.00MHzまでの周波数は、連盟の中継無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。

FMTランシーバーの運用周波数(アナログ・144MHz帯・430MHz帯・430MHz帯)

●車載タイプ、ハンディタイプのFMTランシーバーのアナログ・144MHz帯、アナログ・430MHz帯で電波が出せる周波数帯は、「FM電話」と記載のある部分のみです。
これら以外の周波数帯は衛星通信、データ通信などの特殊な用途で使用しますので、使用すると電波法違反に問われることがあります。

●「FM電話」や「レピータ」等の境目の周波数で電波を出すと、電波が隣の使用区分にはみ出してしまいうので、使用できません。(例:144.72MHz:使用出来ません。144.70MHz:使用出来ません。)

注1:  この周波数帯ではFM電話は運用出来ません。

注2:  レピータの周波数帯は、レピータを使用した通信以外は、使用出来ません。 ※レピータとは、無線機の電波を中継して広範囲で交信ができるシステムです。

●この表は初心者、入門者向けのものとなりますので、ご注意ください。詳細な使用区分については表面をご覧ください。

144MHz帯 周波数:MHz



430MHz帯 周波数:MHz



アマチュア無線は、アマチュアバンドの範囲内で運用しましょう!
アマチュアバンド以外の周波数で電波を発射すると、
他の重要な通信に妨害を与えるので禁止されています。

●JARD養成課程講習会「**第三級短縮コース**」、「**第四級標準コース**」全国各地で開催中!
養成課程講習会に関するお問い合わせは養成部まで ☎03-3910-7210

●**第二級アマチュア無線技士養成課程講習会(eラーニング短縮コース)**を開催中!
2アマ養成課程に関するお問い合わせはeラーニング事業センターまで ☎03-3910-7253

●**アマチュア局の開局・変更等の保証業務を実施中!**
アマチュア局の保証に関するお問い合わせはJARD保証事業センターまで ☎03-3910-7263

最新情報はホームページでご確認いただけます

JARD

検索